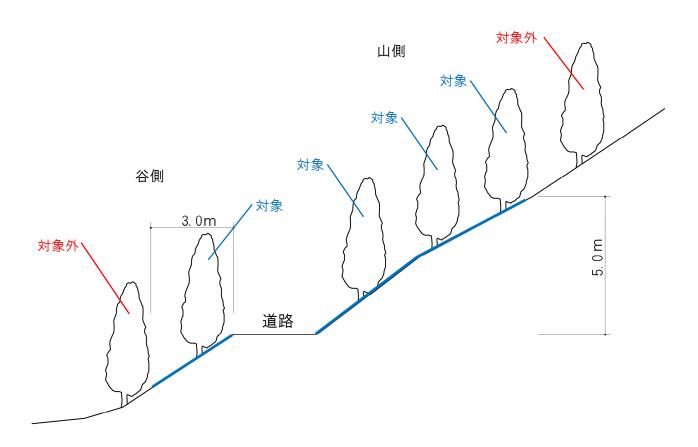
#### 第2条について

#### Q 沿道立木とは?

A 府中市道及び府中市の管理する道路に接する土地のうち、道路から山側については、道路面の 高さから概ね5mまでの山林や法面に生えている竹木を、また、谷側については、道路の端から3mの区域に生えている竹木のことです。

なお、接する土地は官地に限らず、民地も対象としますが、住宅の庭等から道路へはみ出して 茂っている庭木は対象としません。



# 第3条について

- Q 町内会又はこれに準ずる団体若しくは集団により実施するものとは?
- A 町内会の活動や有志の団体が行うものを対象としていますが、個人が行うものは対象としていません。

府中市が管理している車両の通行が可能な道路の沿道立木を対象とし、車両の通行のできない 里道や、私道は対象としません。

# Q 処分とは?

A 道路交通に危険を及ぼすおそれがなくて地権者の了解を得られた場合に限り、伐採した山林へ棚積とします。また、燃料、材木として利用することも可能です。しかし、伐採材を販売する場合は、本事業の対象外とします。

# 第5条について

- Q 伐採場所の公図、同意書は必要か?
- A 府中市で所有者の確認を行います。また、所有者の了解なしに勝手に立木の伐採を行うことはできないので、土地所有者の同意書を必ず提出してください。
- Q 何度でも補助金をもらえるのか?
- A 同一箇所であれば、年度内に一度限りとします。